

岩手労働局発表

平成24年4月18日(水)

担当	職業安定部職業安定課
	課長 菊地 正昭
	地方労働市場情報官 熊谷 一郎
	電話 019(604)3004

～復興元年・岩手を支える人材育成と雇用確保～

「平成24年度岩手労働局雇用施策実施方針」を策定

岩手労働局(局長 小林 健)は、岩手県知事に意見を聞いて平成24年度の岩手労働局雇用施策実施方針(※)を別紙のとおり策定しました。

岩手労働局は、同方針による雇用施策と岩手県の講ずる雇用に関する施策とが密接な連携の下に復興元年の雇用対策に取り組むこととしています。

特に、沿岸被災地の離職者等に対する訓練機会の提供、雇用の場の確保を重点として取り組むこととしています。

概要は次のとおりです。

「平成24年度岩手労働局雇用施策実施方針」 (雇用対策の課題と今後の対応)の概要

- 1 東日本大震災からの復旧・復興支援及び円高への対応
 - (1) 「日本はひとつ」しごと協議会の活用等、関係機関との緊密な連携による雇用対策の実施。
 - (2) 本格的な雇用復興のための産業施策と一体となった雇用機会創出への支援
(「被災地雇用復興総合プログラム」の実施)
 - (3) 震災や円高の影響を受けた者への就職支援
- 2 地域の実情及び求職者の状況を踏まえた支援の強化
 - (1) 地方自治体や民間と連携した重層的なセーフティネットの構築
 - (2) 雇用のミスマッチ縮小のための雇用対策の推進
- 3 「全員参加型社会」の実現に向けた雇用・生活安定の確保
 - (1) 若者の雇用対策の推進
 - (2) 高齢者雇用対策の推進
 - (3) 障害者雇用対策の推進

※ 雇用施策実施方針: 都道府県労働局長は、雇用対策法施行規則第13条第1項に基づき、毎年度、都道府県労働局及び公共職業安定所における職業指導及び職業紹介事業その他の雇用に関する施策を講ずるに際しての方針を関係都道府県知事の意見を聞いて定めることとなっており、平成20年度から策定し、今回は5回目の策定。

平成24年度

岩手労働局雇用施策実施方針

～復興元年・岩手を支える人材育成と雇用確保～

平成24年4月

岩手労働局

平成24年度 岩手労働局雇用施策実施方針目次

第1 趣旨

第2 労働行政を取り巻く情勢

- 1 最近の経済情勢 1
- 2 県内の雇用失業情勢 2

第3 岩手労働局が取り組むべき雇用対策の課題と今後の対応

- 1 東日本大震災からの復旧・復興支援及び円高への対応
 - (1) 「日本はひとつ」しごと協議会の活用等、関係機関との緊密な連携による雇用対策の実施 2
 - (2) 本格的な雇用復興のための産業施策と一体となった雇用機会創出への支援（「被災地雇用復興総合プログラム」の実施） 3
 - (3) 震災や円高の影響を受けた者への就職支援 4
- 2 地域の実情及び求職者の状況を踏まえた支援の強化
 - (1) 地方自治体や民間と連携した重層的なセーフティネットの構築 5
 - (2) 雇用のミスマッチ縮小のための雇用対策の推進 7
- 3 「全員参加型社会」の実現に向けた雇用・生活安定の確保
 - (1) 若者の雇用対策の推進 8
 - (2) 高齢者雇用対策の推進 9
 - (3) 障がい者雇用対策の推進 10

第1 趣旨

この雇用施策実施方針は、雇用対策法施行規則（昭和41年労働省令第23号）第13条第1項に基づき、厚生労働大臣が定めた「平成24年度雇用施策実施方針の策定に関する指針」に盛り込まれた内容を踏まえ、労働局及び公共職業安定所における職業指導及び職業紹介の事業その他の雇用に関する施策を講ずるに際しての方針を岩手県知事の意見を聞いて定めたものであり、当該施策と岩手県の講ずる雇用に関する施策とが密接な関係の下に円滑かつ効果的に実施されるよう努めるものとする。

また、岩手労働局長は、岩手県知事からの当該方針に定める事項について要請があったときは、その要請に応じるよう努めることとする。

第2 労働行政を取り巻く情勢

1 最近の経済情勢

- (1) 平成20年秋のリーマン・ショックは、県内経済にも大きな影響を及ぼし、製造業を中心に厳しい状況が続いたが、平成22年は政策効果が現れ、前年を上回る水準で推移し穏やかな改善の動きが見られた。
- (2) こうした中、平成23年3月11日東日本大震災が発生し、死者4,671人、行方不明者1,304人（3月1日現在）、家屋被害2万9千棟など多くの尊い命と財産が奪われるなど、未曾有の大惨事となった。
- (3) また、県内産業にも甚大な被害を与え、養殖施設や水産加工施設などの水産業をはじめとした農林水産業被害は6,633億円、道路など公共土木施設の被害は、2,479億円余と過去最大となるなど、産業・経済に深刻な影響を与えた。
- (4) このように、県内の住民生活や経済環境は大幅に悪化したが、震災から1年が経過し、平成24年度は被災地域への予算措置等により、復旧・復興工事など社会インフラや生産設備の復旧が進展しつつあり、温度差はあるものの個人消費の回復とあいまって、経済活動の正常化に向けた動きが広がっている。
- (5) 今後、円高や欧州金融危機の影響等下振れリスクが、県内産業や個人消費に波及することも懸念されるが、日本銀行盛岡支店が取りまとめた「岩手県金融経済概況（24年2月16日発表）」によると、「県内経済は、海外需要減少の影響などから製造業生産はやや弱含みとなっているが、復興関連需要に支えられる形で、持直し基調を続けている。

る。」とし、昨夏前にほぼ震災前の経済活動水準にまで持ち直し、持ち直し基調を5か月連続続けている。このことから、県全体とすれば、持ち直し基調が見込まれている。

2 県内の雇用失業情勢

- (1) 岩手県内の雇用情勢は、平成23年3月11日の東日本大震災の発生により一変した。
- (2) リーマン・ショックにより大幅に落ち込んだ有効求人倍率（季節調整値）も徐々に回復し、平成23年2月には0.50倍にまで回復したが、平成23年4月には0.42倍と急激に落ち込んだ。
- (3) 沿岸部を中心に、地震・津波による壊滅的な被害により事業の継続が困難となる事業所が続出したことにより、求職者が急激に増加し、平成23年4月の新規求職者数（季節調整値）は13,079人で過去3番目となり、6月には有効求職者数（季節調整値）が40,098人となり過去2番目となった。
- (4) その後、復旧・復興が進み、内陸部を中心に、経済活動が震災前の状態に持ち直してしていることから、求職者も減少を続け、平成24年1月には有効求職者数（季節調整値）は36,232人となっている。
- (5) 一方、求人は震災直後に一時的に落ち込んだが、建設業を中心とした復旧・復興事業関連求人や、自動車製造業が牽引役となり関連する産業でも求人が増加し、平成24年1月には有効求人数（季節調整値）が27,068人となり過去2番目となった。
- (6) これらのことから、平成24年1月の有効求人倍率（季節調整値）は、平成23年4月から0.33ポイント改善し0.75倍と全国平均（0.73倍）を上回った。
- (7) しかしながら、求人は増加しているものの有期雇用やパートタイムそして派遣も多く正社員を望む求職者とのミスマッチが生じている。
- (8) また、沿岸部の基幹産業である水産業・食品製造業等の本格的回復までには至っていないこともあり、有効求職者数は前年を上回っており高止まりとなっている。

第3 岩手労働局が取り組むべき雇用対策の課題と今後の対応

1 東日本大震災からの復旧・復興支援及び円高への対応

- (1) 「日本はひとつ」しごと協議会の活用等、関係機関との緊密な連携による雇用対策の実施

【課 題】

復旧・復興事業や様々な業界情報を共有し、被災地における産業振興と雇用対策の一体的実施を図り、被災した離職者等の就労支援と生活の安定を図る必要がある。

【対 応】

ア 地方自治体、国の出先機関、関係団体等を構成員とする「岩手県『日本はひとつ』しごと協議会」を活用し、「日本はひとつ」しごとプロジェクトに盛り込まれた施策等各構成員が実施している復旧・復興事業に係る情報を共有する。

イ 農業、水産業、自営業者についても、農業協同組合、漁業協同組合、商工会議所とも連携して安定所において積極的に対応する。

ウ 広域的に就職活動を希望する被災者に対して、安定所の全国ネットワークを活用した効果的なマッチングを行う。

- (2) 本格的な雇用復興のための産業施策と一体となった雇用機会創出への支援
(「被災地雇用復興総合プログラム」の実施)

【課 題】

震災後急増した失業者に対し、繋ぎ雇用も含めた量的な雇用の場を確保し、今後は本格的な復興に向け安定的な雇用を創出する必要がある。

【対 応】

ア 事業復興型雇用創出事業の推進

(ア) 将来的に被災地域の雇用創出の中核となることが期待される産業施策と一体となった事業を行う事業所に、岩手県は雇用創出基金の事業復興型雇用創出助成金を支給する。

(イ) 労働局は、安定所を通じて対象事業所から提出された求人に対する充足を図る。

また、岩手県と連携して、国が支給する各種助成金等を有機的に活用した雇用の拡大を図る。

イ 生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業の推進

(ア) 岩手県及び市町村は、雇用創出基金事業により生涯現役で年齢にかかわらず働き続けられる全員参加型・世代継承型の先導的な雇用復興を支える人材を育成する。

(イ) 労働局は、労働市場に関する情報の提供、全国的な取組の事例紹介や必要な

助言を行う。また、安定所を通じて、対象者の職業紹介及び就職後の職場定着等積極的に支援する。

(3) 震災や円高の影響を受けた者への就職支援

ア 被災者雇用開発助成金等を活用した更なる雇用促進

【課題】

津波により壊滅的な被害が生じた沿岸部を中心に事業の再開が立ち遅れているため、被災者に対する当面の雇用の場の確保や安定的雇用の場を確保する必要がある。

【対応】

(ア)岩手県及び市町村は、雇用創出基金による震災等緊急雇用対応事業により当面の雇用の場を確保する。

(イ)労働局は被災離職者等を雇い入れる事業主に対して助成する被災者雇用開発助成金や再雇用者も対象となる成長分野等人材育成支援奨励金を活用した被災求職者の就職支援を行う。また、要件緩和が図られた雇用調整助成金を活用し、円高の影響を受けた事業主の雇用維持努力を積極的に支援する。

イ 職業訓練の積極的な推進による就職支援

【課題】

震災関連を中心に求人は増加しているが、資格や経験を必要とする求人が多く、対応する求職者が少ないことから、求職者の能力開発を行うことが必要である。

【対応】

(ア)被災地域の離職者等に対する震災対策特別訓練や震災、円高の影響による離職者の支援のための公的職業訓練について、求人ニーズを踏まえ実施規模及び分野・職種の拡充を図る。

(イ)職業能力の形成機会に恵まれなかった求職者を対象として求職者支援訓練を実施する。

(ウ)雇用保険を受給できない者等に対し、求職者支援制度に基づき職業訓練受講を容易にするための給付金を支給する。

(エ)一人ひとりに対し就職支援計画を作成し、就職につながるための支援措置を講じ、就職の促進を図る。

ウ 雇用保険受給者等の早期再就職の実現に向けた支援の徹底

【課 題】

岩手県の沿岸部(釜石(遠野を含む)、宮古、大船渡、久慈の各安定所の管轄地域)が平成23年10月1日から平成24年9月30日までの間、広域延長給付の対象地域として指定され、最大210日間の給付期間が延長となるが、1月中旬以降に順次給付期間が満了となる者の早期就職を実現する必要がある。

【対 応】

- (ア)安定所においては、雇用保険受給者等の早期再就職のため、認定日における集中的な職業相談を実施する。
- (イ)再就職の意欲が高い者に対する担当者制によるきめ細かな就職支援を行う。
- (ウ)認定日以外にも求人情報の送付等による積極的な働きかけを行う。
- (エ)合同就職面接会や就職支援セミナー等を積極的に開催する。
- (オ)復旧・復興需要で生じる求人を開拓・確保し、迅速なマッチングを行う。
- (カ)就職に向けて職業能力や資格が不足していると判断される場合は、求職者支援制度を含めた職業訓練へ積極的に誘導する。

2 地域の実情及び求職者の状況を踏まえた支援の強化

【課 題】

現下の厳しい雇用失業情勢を踏まえ、地域の実情及び求職者の状況に応じた支援を強化する必要がある。

【対 応】

(1) 地方自治体や民間と連携した重層的なセーフティネットの構築

ア 求職者支援制度による職業訓練や給付金の支給等を通じた就職支援

- (ア)職業能力の形成機会に恵まれなかった求職者を対象として求職者支援訓練を実施する。(再掲)
- (イ)雇用保険を受給できない者等に対し、求職者支援制度に基づき職業訓練の受講を容易にするための給付金を支給する。(再掲)
- (ウ)一人ひとりに対し就職支援計画を作成し、就職につながるための支援措置を講じ、就職の促進を図る。(再掲)

イ 地方自治体との連携による雇用対策の推進

(ア)生活保護や住宅手当の受給者等の就労による自立を促進するため、地方自治体と協定を締結し、相互に緊密な連携を図りつつ、生活保護の受給申請等の段階からの就労支援を実施する「福祉から就労」支援事業を推進する。

(イ)就労可能な者に対して、安定所の「就職支援ナビゲーター」と岩手県が盛岡市と奥州市に設置しているいわて求職者個別支援センター及びいわて県南パーソナル・サポートセンターの「パーソナル・サポーター」とが連携して、担当者制等によるきめ細かな職業相談・職業紹介を行うパーソナル・サポート・サービスモデル・プロジェクト事業を推進する。

(ウ)「アクション・プラン」(平成22年12月28日)に基づき、岩手県からの提案を基に、国と地方自治体の間で締結する協定を結び、関係者が参加する運営協議会を開催した上で、国が行う無料職業紹介等と地方自治体が行う業務の一体的実施の取組を推進する。

ウ 地域の創意工夫を活かした「重点分野雇用創造事業」及び「実践型地域雇用創造事業」の推進

(ア)岩手県、市町村及び地域関係者において、「重点分野雇用創造事業」や「実践型地域雇用創造事業」を実施し、雇用機会の創出を推進する。

(イ)労働局及び安定所においては、労働市場に関する情報提供、全国的な雇用創造に関する取組の事例紹介や必要な助言を行い、特に市町村における積極的な事業計画の立案を促す。

(ウ)安定所では、重点分野雇用創造事業等に関する求人の円滑な充足を図る。

(エ)労働局においては、雇用創造に関する事業の未実施地域に対して他地域の事例の紹介や地域雇用戦略チームの支援を活用して取組を促すとともに、実施地域においては、事業が効果的に実施されるよう、求職者へのセミナー情報の提供等の支援を行う。

エ 民間等との連携による積極的就労・積極的支援対策の推進等

離職後一年以上の長期失業者や長期失業に至る可能性の高い求職者に対して、民間職業紹介事業者への委託によるキャリア・コンサルティング、就職セミナー、職業紹介や職場定着支援などの就職支援を総合的に実施する。

(2) 雇用のミスマッチ縮小等のための雇用対策の推進

ア 現下の雇用情勢を踏まえた職業紹介業務の推進

- (ア) 安定した正社員求人やパート求人等、求人の総量確保のための求人開拓を行う。
- (イ) 労働局幹部、安定所幹部、求人部門を中心とした職員及び求人開拓推進員等、労働局・安定所の総力を挙げた計画的な求職者のニーズに即した個別求人開拓を実施する。
- (ウ) 求人充足のため、求人受理時の求人内容確認の徹底、事業所画像情報の充実、求人者のニーズに応じたマッチングの実施、求人充足のフォローアップのひとつとして求人担当制を導入するなど、地域の実情に応じた求人充足対策を講ずる。
- (エ) 未充足となっている求人に対して、求人充足のための労働市場情報を提供した上で、積極的に求人条件緩和指導を行うとともに、求人受理後一定期間が経過しても、紹介件数が低調な求人へのフォローアップを積極的に行う。
- (オ) 求職者が選んだ求人を紹介するという受け身の職業紹介ではなく、朝市、夕市、充足会議等の機会を通じて、計画的に能動的なマッチングを実施し、求人に適合すると思われる求職者に対して来所勧奨型紹介や情報提供を行う。
- (カ) 求人・求職マッチングの実施に当たっては、地域の実情に応じて予約相談制・求職者担当制やマッチング担当制の導入等を行う。

イ 人材ニーズを踏まえた計画的な職業訓練の推進

- (ア) 安定所においては、再就職に必要な知識・技能を付与するために、積極的かつ効果的な受講あっせんに努める。
- (イ) 訓練受講希望者に対し、職業訓練関係情報の収集・提供及びキャリア・コンサルティングを実施し、適性・能力を踏まえた適切な訓練へ誘導し、訓練終了後は、担当者制も含めたきめ細かな就職支援を行う。
- (ウ) 求職者支援訓練においては、個々の求職者に対し、就職支援計画書を作成し、早期の就職を実現するための支援を行う。
- (エ) 労働局及び安定所においては、ものづくり分野等を担う人材育成の推進のため、効果的な訓練コースの設定に当たって必要な地域の人材ニーズ、訓練ニーズ等に関して把握した情報を、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構岩手職業訓練支援センターや岩手県に提供する。

ウ 雇用保険受給者に対する就職支援

(ア) 認定日や認定時間の分散化により十分な職業相談時間を確保し、認定日以外にも安定所に来所し熱心に求職活動をしている者を除き、認定日を活用した職業相談、職業紹介を実施する。

(イ) 相談過程においてニーズ等の変化を見極めながら、各人に応じたきめ細かな就職支援を実施する。

なお、就職に向けて職業能力や資格が不足していると判断される場合には、求職者支援制度を含めた職業訓練へ積極的に誘導する。

(ウ) 最終認定日に就職が決定していない者については、安定所での就職支援を積極的に活用するよう働きかけるとともに、各人の希望や状況に応じた支援を行う。

3 「全員参加型社会」の実現に向けた雇用・生活安定の確保

(1) 若者の雇用対策の推進

ア 新卒者・既卒者の就職支援

【課題】

新卒者をとりまく状況は依然として厳しい状況が続いており、大学等の未就職卒業生等の減少を図り、将来の岩手を担う人材として育成していくことが必要である。

また、就職希望者全員の就職をめざし関係機関が更に連携を強化して支援していくことが求められている。

【対応】

(ア) 「盛岡新卒応援ハローワーク」を大卒者等の就職支援拠点として、主に現役大学生を対象に、ジョブサポーターの大学への恒常的な出張相談や、大学等の協力を得て、未内定者の全員登録・集中支援などを行う「大学生現役就職促進プロジェクト（仮称）」を実施する。

(イ) 東日本大震災の影響により非常に厳しい就職環境にある被災地域の新卒者・既卒者等に対し、求人情報の提供、ジョブサポーターによるきめ細かな個別支援や面接会を開催する。

(ウ) 岩手県、労働界、産業界、学校等の関係者を構成員とする「岩手新卒者就職応援本部」を活用し、地域の雇用に関する情報を共有するとともに、関係機関が一

体となった新卒者・既卒者の就職支援を行う。

イ フリーター等の正規雇用化の推進

【課題】

厳しい雇用情勢が続く中、将来の岩手を担う人材として安定雇用を希望するフリーター等の就職支援を強化する必要がある。

【対応】

(ア)個別支援など専門支援を中核として、トライアル雇用の活用や職業訓練の活用促進等により、就職氷河期世代も含めたフリーター等の就職支援を一層強化する「若者ステップアッププログラム」を推進する。

(イ)岩手局においては、フリーターが多数存在すると思われる安定所等に「わかもの支援コーナー」等を設置するなど、フリーター等対策の体制を強化し就職支援を行う。

(2) 高齢者雇用対策の推進

定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による高年齢者の安定した雇用の確保の推進

【課題】

現在の制度では、65歳まで希望者全員の雇用が確保されることとなっていないため、無年金・無収入となる者が生じる可能性があり、働く人々が高齢期に安心して生活していくことができるようにするため、当面、現行法に基づく確保措置が確実に実施されるようにすることが必要である。

【対応】

ア 確保措置に関する事業主に対する指導の実施

(ア)所要の措置を講じることを内容とする高年齢者雇用安定法の改正案が、平成24年の通常国会に提出される予定となっている。

(イ)現行法に基づく確保措置が確実に実施されるよう、的確な助言・指導を行い特に、業界内で影響の大きい企業に対しては、労働局幹部、安定所幹部による指導を実施しても、なお改善がみられない事業主については確保措置を講じるよう勧告を行う。

(ウ)確保措置未実施のその他の企業に対しては、求人受理時や労働基準行政からの

通報等により把握した場合には、個別指導を行う。

また、労働局及び安定所が実施する各種説明会等において、集団指導を行う。

イ 希望者全員が65歳まで働ける企業等及び企業の実情に応じて何らかの仕組みで70歳まで働ける企業の普及・促進

【課題】

年齢にかかわらず意欲と能力に応じて働くことができる生涯現役社会の実現を目指し、「70歳まで働ける企業」の普及が求められている。

【対応】

(ア)労働局において、地域における高齢者雇用に係る取組気運を醸成し、70歳まで働くことができる企業の普及・促進を図るためにセミナー等を実施する。

(イ)労働局及び安定所において、高年齢者雇用アドバイザーや、定年の引上げ等を実施する中小企業事業主に対する奨励金等の活用を図り、70歳まで働ける企業の実現に向けて事業主のその取組を支援する。

(3) 障がい者雇用対策の推進

ア 雇用率達成指導、地域の就労支援の強化等

【課題】

地域における実雇用率及び達成企業割合の向上を図ることが必要である。

また、障がい者の雇用促進を図るために、関係機関が更に相互連携を強化していくことが求められている。

【対応】

(ア)法定雇用率未達成の企業（360社、平成23年6月現在）に対して、指導基準に基づいた厳正な指導を行う。

(イ)実雇用率が低く、取組が遅れている中小企業については、法定雇用率の達成指導や就職面接会等を重点的に実施するとともに、地方自治体や事業主団体とも連携して、障がい者雇用や支援策についての企業経営者の理解の浸透を図り、障害者の雇用に結びつける。

(ウ)率先垂範して障がい者雇用を進めるべき立場である公的機関については、速やかな法定雇用率の達成に向け、徹底した指導を行う。

(エ)岩手県教育委員会に対しては、障がい者採用計画を踏まえつつ、早期の雇用

率達成を強力に要請する。

(エ)福祉・教育から一般雇用への移行を促進するため、安定所が中心となって、地方自治体、医療機関なども含めた地域の関係機関との連携体制の更なる強化を行い、地域の福祉施設や特別支援学校等の関係機関と連携した「チーム支援」を行う。

(オ)就労移行支援事業所などの福祉施設における就労支援機能の向上を図るため、障害者就労支援セミナーを実施する。

(カ)特別支援学校の生徒の就職促進を図るため、生徒、保護者及び教職員を対象とした一般雇用や雇用支援策に関する理解の促進を図るセミナーを実施するとともに、職場実習のための面接会を実施する。

イ 障害特性に応じたきめ細かな支援の実施

【課題】

精神障がい者や発達障がい者の求職者数が近年増加傾向にあること等から、安定所において、その障害特性に応じたカウンセリング等のきめ細やかな支援を実施するとともに、企業に対する意識啓発を図ることが必要である。

【対応】

(ア)精神障害の特性に応じた雇用の推進及び職場定着の促進を図るため、医療機関等と連携したジョブガイダンス事業に積極的に取り組むとともに、精神障害者等ステップアップ雇用奨励金や精神障害者雇用安定奨励金を効果的に活用した総合的な雇用支援を実施する。

(イ)各種施策の活用に当たっては、岩手県保健福祉担当部局等とも積極的に連携し、精神障がい者の雇用促進及び職場定着を図る。

(ウ)岩手県発達障がい者支援センター等と連携して、発達障害に対する理解をより一層促進するとともに、発達障害者雇用開発助成金、ジョブコーチ支援等の活用により、雇用促進を図る。

(エ)労働局及び安定所では、率先垂範してチャレンジ雇用を実施し、知的障害者等の雇用を進めるとともに、チャレンジ雇用を行った障害者が円滑に一般就労への移行が図られるよう必要な支援を行う。

また、他の国の機関や地方自治体などに対しても、チャレンジ雇用の実施によ

る知的障がい者等の受け入れを要請するとともに、チャレンジ雇用期間中における雇用管理や一般就労への移行に関する必要な支援を行う。